I 尾添川禁漁区設定及び尾添川水域水生動物調査の経緯

自山麓の河川は、かつてイワナ・カジカの宝庫といわれる程、その生息数は豊富であった。しかし、その地質及び地形的要因から山崩れ、土石流、異常出水等の山地災害が発生しやすく、防災を目的とした砂防工事、治山工事が実施され、一方で電源開発のための利水工事、森林開発のための林道工事が実施された。以前は漁業権もなく、各種の工事が実施にあたって、河川内生物の保護にまで充分配慮されることは少なく、工事による河川への土砂の流入や取水によってイワナ・カジカの生息環境は悪化した。一方で、交通の不便なところに位置していたイワナの生息地は、主要幹線道路の整備、林道の整備によって、以前とは比べものにならないほど到達しやすくなった。また、1970年代からの釣ブームにより渓流釣の人口も増加した。白山麓では、以前に比べるとイワナの豊富に釣れる谷は非常に少なくなってきた。

このような状況のなか、1981年からは県環境部(白山自然保護センター)、地元漁業関係者の間で、河川生物の保護を目的としたシンポジウム集会などが、数回もたれるに至った。

また白山自然保護センターでは、白山の渓流の在来種としてのイワナ・カジカの保護、河川生物(魚類、水生昆虫など)の生息環境の改善および内水面漁業の振興を目的とした "川の聖域(サンクチャリー)"作りを構想し、蛇谷流域の自然保護を推進しつつ、自然保護思想の普及のための川の生態観察域の設定などを行ってきた。1983年には地元吉野谷村の同意を得て、蛇谷本流の蛇谷第2号堰堤からオモ谷枝谷の合流点、支流途中谷の全区間(現在の蛇谷禁漁区の区間全長9.0km)を全魚種禁漁にするよう、石川県内水面漁場管理委員会に対し要望書を提出した。県内水面漁場管理委員会での討議の結果、1983年4月1日から尾添川禁漁区が設定された。

禁漁区設定後のイワナ・カジカの回復状況を追跡調査するため、1983年は予備調査として分布調査を実施した。また禁漁区の衆知徹底をはかるため立看板を設置する一方、石川県林業公社白山林道管理事務所の協力を得て、尾添川禁漁区の巡視を実施し、禁漁区へ釣人が入らないよう指導に努めた。

本調査は、1984年(昭和59年度)から 5か年計画で採捕制限によって魚がどのような回 復過程をたどるかを明らかにし、渓流での魚の保護管理手法の検討を目的として実施され た。調査に際して、東京水産大学水産学部丸止隆助手、大阪府立大学総合科学部谷田一三 講師、京都大学理学部田中哲夫博士、東京水産大学大学院中村智幸氏らの協力を得た。ま た、調査にあたっては、県内水面漁場管理委員会、県水産課、県内水面水産試験場、吉野 谷村、地元漁業関係者との連絡をとりながら実施してきた。